

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針

令和2年5月15日（令和3年3月4日変更）

高島市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、国では令和2年4月7日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し同年5月25日に解除された。その後、7月に入り再び全国で感染者が急増し第2波とも言われる状況となったが、9月以降は徐々に感染者数が減少し、GOTOトラベル、GOTOイートなど、社会経済活動を再生させる取り組みが進められてきた。

その後、ウイルスの感染力が高まるとされる冬季に入り、また年末年始等で人々の往来が増える中で全国的に感染者が増加し医療体制のひっ迫が懸念されたことから、国では、令和3年1月7日に2回目となる緊急事態宣言を東京・神奈川・埼玉・千葉の4都県に対し発出され、続いて1月13日には大阪・兵庫・京都・愛知・岐阜・栃木・福岡の7府県が緊急事態宣言の対象地域として拡大された。

その後、栃木県については2月8日に解除され、大阪・兵庫・京都・愛知・岐阜・福岡の6府県については感染症の拡大が一定程度減少しているとの判断から3月1日に解除となり、東京・千葉・埼玉・神奈川については解除の時期を慎重に検討されている状況となっている。

一方、滋賀県においては、令和3年1月5日にはステージⅢへの引き上げが行われたが、2月以降はクラスターを除く孤発事例が減少していることや、近隣府県の緊急事態宣言が解除されたことから2月26日にステージⅡへ引き下げられた。

本市においては、令和2年2月27日に高島市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以降、感染症予防対策をはじめ地域経済や市民生活への各種支援策を実施しているところであり、市内における感染状況は県内他市町と比較しても感染の広がりがみられないものの、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大を抑止し安定した医療体制を確保するとともに、今後の円滑なワクチン接種に向け、当面の対処方針を以下のとおり定めることとする。

1. ワクチン接種および医療提供体制等について

(1) ワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、市民の健康を守るとともに地域の社会経済活動との両立を図るため、市民への円滑なワクチン接種を実施する。

1. 方針：医療機関による個別接種を基本に、各地域で行う集団接種を組み合わせ実施する。

2. 接種対象者：市内にお住いの方で接種日時点において16歳以上の方。

3. 現時点で想定するワクチン接種スケジュール（予定）

○医療従事者等：3月中旬以降

○接種券の送付：4月以降

○以下の接種順位により4月中旬以降接種予定

① 高齢者：令和3年度中に65歳以上に達する方

（※高齢者施設の入所者および施設従事者を先行接種）

② 基礎疾患を有する者：令和3年度中に65歳に達しない方で基礎疾患を有する方

③ 高齢者施設等の従事者：

一定の要件を満たす施設において、高齢者と同じタイミングでの接種も可。

④ 60歳から64歳の者：

ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ期間に接種を行う。

⑤ その他の者：ワクチンの供給量を踏まえて順次接種

4. 医療機関による個別接種

接種可能医療機関：23の病院・診療所

想定接種者数：1週あたり2,000人×3週=6,000人（1回目の接種完了）

※第4週から第6週にかけて2回目の接種を同ペースで行う。

5. 集団接種

①実施場所：地域ごとに会場を設ける。（予定）

・マキノ地域：マキノ土に学ぶ里研修センター

・今津地域：今津勤労者体育センター

・新旭地域：新旭武道館

・朽木地域：朽木保健センター

・安曇川地域：安曇川総合体育館

・高島地域：高島総合健康福祉センター

②接種日：○木曜日・土曜日：午後2時から5時

○日曜日：午前9時から正午、午後2時から5時

※各日とも3会場で実施し、1会場あたり3診体制とする。

③想定接種者数

1 週あたり 2,160 人×3 週=6,480 人（1 回目の接種完了）

※第 4 週から第 6 週にかけて 2 回目の接種を同ペースで行う。

④コールセンターの設置・運営

住民からの問い合わせ等を受け付ける体制の整備

接種にかかる具体的な手続きや住民や医療機関からの相談等

(2) 市内の医療体制について

市内の医療提供体制は、安定した診療・検査体制を確保するため、発熱などの症状がある場合には、まずはかかりつけ医や近くの診療所に電話で相談し、指定する方法により受診する。

高島市民病院では、第 2 種感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症患者の方の受け入れのため専用病床を確保し、県のコントロールセンターの要請により受け入れを行い必要な治療を行うほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、仮設ハウスによる発熱外来を継続し、院内での迅速検査が可能な抗原定量検査および P C R 検査の実施により診療、検査体制の充実を図る。

また、院内感染防止のため、病院玄関でのトリアージのほか、入院・手術予定患者への院内での抗原定量検査や P C R 検査を継続して行い、安定した医療体制を確保する。

(3) 新型コロナウイルス感染症の相談や受診について

受診や相談体制について、「息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合」や、「基礎疾患（持病）をお持ちの方で病状に変化があった場合等」は、まずは、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話等で相談を行い、かかりつけ医などにおいては診療可能な医療機関を案内する。

また、症状はないが新型コロナウイルス感染症が心配な方などからの一般的な相談は「一般電話相談窓口」（077-528-3637）を案内するとともに、その他の健康相談については、市役所健康推進課（0740-25-8110）で対応する。

2. 学校等について

(1) 小・中学校

文部科学省・県教育委員会が示すガイドラインおよび、高島市版『「新しい生活様式」を踏まえた学校の取り組み～学校における新型コロナウイルス感染症対策～』に基づき、感染予防対策を講じる。

卒業式、入学式については、卒業生または入学生、保護者、在校生（学校規模に応じて）、教職員のみ参加とし、式典内容を精選し、時間を短縮して行う。

○主な感染症対策について

- ・手洗いと手指消毒、マスク着用、教室や共用物等の消毒、毎日の健康チェック
- ・冷暖房機器使用時も含め、教室の換気
(2方向の窓を開け、扇風機や天井扇等による空気の循環)
- ・感染リスクが高い3つの条件(密閉・密集・密接)の回避
- ・感染症に対する正しい理解と、差別やいじめを許さない指導

○その他

- ・新しい生活様式を踏まえ、学校行事の時期や内容等の見直しを行う。
- ・児童生徒・教職員に感染が確認された場合は、臨時休業等の措置を講じる。

(2) 保育園・幼稚園・認定こども園、学童保育等

厚生労働省・文部科学省・県健康医療福祉部が示すガイドラインおよび、市内小中学校における感染症対策に準じ、園児ができうる工夫と行動について十分留意した上で引き続き感染症対策を講じることとする。

私立こども園や学童保育所等についても公立こども園等に準じた対応とする。

卒園式・入園式の対応については以下のとおり対応する。

- ・参加者は、原則卒園児(入園児)、保護者(2名以内)、職員のみとする。ただし、一部の小規模園では、在園児が参加する場合がある。
- ・消毒や換気を徹底した上で、時間を短縮し、密にならない会場設定とする。
- ・マスクを着用する。卒園児(入園児)は、保護者の意向に合わせる。

3. 公共施設における感染症対策について

市が所管する公共施設については、国等が定めるガイドラインに基づき策定した、「感染症対策マニュアル」を遵守し適切な感染症対策を行う。

公共施設の利用者および管理者においては消毒を徹底するとともに、施設利用者に対しても、マスクの着用などの基本的な感染症対策の実施の他、各施設のマニュアルに応じた対策に協力を求める。

4. まん延防止対策について

(1) 新しい生活様式の定着促進

感染拡大を予防するため、市民に対して、政府が示す「新しい生活様式」および滋賀県が進める「コロナとのつきあい方滋賀プラン」の普及と定着の促進を図る。

○基本的な感染症対策の徹底

- ・人と人との距離を十分にとり、マスクの着用や手洗い消毒の徹底など、基本的な感染症対策を実施する。

- ・屋外等で人との距離を2 m以上確保できる場合はマスクを一時的に外し休息をとる。
- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・各地域の感染状況の把握に努めるとともに、感染症対策が十分にとられていない施設の利用については注意する。
- ・年度替わりの人が集まる行事については、感染症対策を徹底する。
- ・会食は感染症対策を徹底し、家族や普段一緒にいる人以外との会食は控える。

(2) 感染症対策アプリケーションの積極的な活用

誰とどこで会ったかをメモにする等の基本的な取り組みのほか、国や県が提供する感染症対策のスマートフォンアプリ等を積極的に活用し、公共施設等へのQRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ等により、感染拡大防止に努める。

- ・滋賀県新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

(3) 災害時の避難行動

自然災害の脅威と感染症感染の複合災害に備えるため、災害時の避難行動を以下のとおり推進する。

- ・避難所における「三つの密」を回避するため、在宅避難、縁故避難、避難所への避難等、安全な場所への分散避難を啓発する。
- ・広域避難所では、避難所指定職員が中心となり、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づき運営を行う。

5. 市が主催する会議やイベント等について

会議やイベント等の開催については、国や県が示す方針を尊重しつつ、市民の健康と安全を守る観点から、3密の回避など基本的な感染症防止対策が確保できるよう次のとおり対応する。

(1) 会議の開催における対策

- ・身体的距離を1 m以上（できれば2 m）確保し、3密を回避する。
- ・マスクの着用やこまめな換気を義務づけ、会場には消毒液等を設置する。
- ・会議時間の短縮や電子会議等の方法により人と人との接触機会を少なくする。
- ・感染症対策を十分にとることができない場合には、開催の中止や延期を検討する。

(2) イベント等の開催における対策

地域行事をはじめとする各種行事の開催にかかる市の対応は、前項に記載する対策をはじめ万全な感染予防対策を講じることを前提として実施する。

(3) 自治会や各種団体等が行う会議やイベントにおける対策

市内の各種団体等が主催する会議やイベントは、市の方針に準じて主催者において適切に対応いただくよう要請する。

6. 人権への配慮、社会課題への対応

- ・医療・福祉関係者、患者関係者などへの言われなき風評被害を防止するとともに、感染症に対する憶測やデマに惑わされない冷静な対処と人権尊重について啓発する。
- ・感染症に対して過剰に心配することなく、公的機関等が発信する正確な情報に基づき冷静な行動を要請する。

7. 庁内の対応

来庁者や職員の感染防止を図るため、次の対応を行うとともに、市職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、あらかじめ作成したマニュアルに基づき施設の消毒等を適切に行い、市民サービスの低下を防ぎます。

- ・執務中、会議ではマスクの着用を徹底します。
- ・会議の開催にあたっては、人と人との距離を保ち、余裕をもった会場とします。
- ・定期的に執務室の窓を開け、換気を行います。
- ・消毒液を複数個所に設置し、窓口カウンター等の消毒を適宜行います。
- ・来客カウンターにはアクリルパネルを設置し、窓口での飛沫を防止します。
- ・職員間の感染リスク低減のため、事務室内に飛沫防止パネルを設置します。

8. 感染症対策にかかる市の独自支援策

(1) 新たに実施する支援策（たかしま応援プロジェクト（第7弾））

①「地域通貨アイカの配付による地域経済の再活性化」

アイカの支給（1人当たり5千円） 予算額 254,579千円

②「キャッシュレス決済たかしま応援プレミアムポイント還元事業」

非接触型支払いツールである、キャッシュレス決済の普及促進をはかるため、高島市内の加盟店にて、支払いをすると最大30%のポイントボーナスを付与
予算額 50,000千円

③「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。 予算額 35,000千円

④「たかしま学生エール便」プロジェクト

コロナ禍の中、市外でひとり暮らしをする本市出身の学生を応援するため市内の特産品を贈る。 予算額 4,693千円

(2) これまでに実施した支援策（たかしま応援プロジェクト）

【第1弾】

「地域通貨アイカの支給（1人当たり1万円）」

- ・対象人数 47,886人（20,505世帯）
- ・予算額 497,100千円 令和2年5月18日（月）配布開始

「図書カードの支給（1人当たり3千円）」

- ・対象者 0歳から18歳までの方
- ・対象人数 6,394人（3,625世帯）
- ・予算額 19,200千円 令和2年5月18日（月）配布開始

【第2弾】

休業要請に伴う県の感染拡大防止臨時支援金に、市が10万円を上乗せ

- ・支援金 中小企業 30万円（県20万円 市10万円）
個人事業主 20万円（県10万円 市10万円）
- ・市予算額 35,000千円
- ・実施時期 令和2年5月7日（木）～6月26日（金）

【第3弾】

各家庭や事業者の負担の軽減を図るため、外出自粛を強く要請してきた4月・5月の2か月分の水道料金および下水道使用料の基本料金分を免除する。

- ・減免見込み額 水道料金（6月請求分） 33,612千円
下水道使用料（7月請求分） 51,388千円

【第4弾】

「高島がんばる事業者サポート給付金」

市内事業者の事業継続を支援するため、令和2年1月以降の任意の期間（1ヶ月）において、事業収入（売上）が前年同月に比べて30%以上減少している事業者に対して一律10万円を支給する。

- ・予算額 240,000千円（2,400事業者）
- ・実施時期 令和2年8月11日～令和3年1月15日

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。

- ・団体客1人1泊につき500円、バス1台につき5万円を支給
- ・予算額 80,000千円

【第5弾】

「新生児特別定額給付金」

国の特別定額給付金の対象とならなかった、令和2年4月28日以降に出生した方を対象に1人当たり10万円を給付する。

- ・ 予算額 25,000 千円
- ・ 対象者 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた新生児

「指定管理施設運営支援交付金」

本年4月から5月にかけて発令された緊急事態宣言に伴い、指定管理施設での影響を踏まえ、緊急的な支援を行い公共施設および行政サービスの維持を図る。

- ・ 過去3か年の4月～6月分に係る収支平均額と本年の収支実績の差額を支援。(国等が行う同趣旨の給付金受給要件を満たしている場合は、その給付金相当額を控除)
- ・ 予算額 72,500 千円 農業振興施設 2施設 8,800 千円
観光振興施設 9施設 63,700 千円

【第6弾】

「インフルエンザ予防接種費用助成」

新型コロナウイルス感染症の拡大期と季節性インフルエンザの流行期が重なった場合の医療現場での混乱を抑制するため、インフルエンザワクチン予防接種費用の一部を助成する。

- ・ 予算額 33,900 千円 (内市上乗せ分 12,260 千円)
- ・ 対象者 65歳以上の方等
1人あたり1,300円の個人負担分を助成し、無料とする。
義務教育以下の子どもおよび妊婦の方
接種ごとに2,000円を助成
- ・ 実施期間 令和2年10月1日から令和3年2月28日まで

以上